

学校法人濱名山手学院 役員退任慰労金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人濱名山手学院（以下「学院」という。）の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の退任慰労金について必要な事項を定める。

(退任慰労金の支給)

第2条 退任慰労金は、役員が退任したとき（在任中死亡したときを含む。以下同じ。）、これを支給する。ただし、不正その他自己の責に帰すべき事由により退任する場合は、この限りでない。

2 学院の職員を兼任する役員については、その所属する機関の制度による退職金を支給するほか、前項の規定は適用しない。

3 前2項までの規定にかかわらず、理事会は、学院への貢献度等により、特別に退任慰労金の支給及びその支給額を評議員会の議決をふまえ、決定することができる。

(支給額の算定)

第3条 常勤の役員に係る退任慰労金の支給額は、退任時における報酬月額と在任期間を基準として、別表第1に定める支給倍率により算定した額とする。

2 非常勤の役員に係る退任慰労金の支給額は、在任期間を基準として、別表第2に定める額とする。

(在任期間)

第4条 前条の在任期間は、役員となった日から退任した日までの年数とする。ただし、計算上、1カ月未満の端数日は、1カ月に切り上げ、1年未満の端数月は、0年に切り捨てるものとする。

2 前項の在任期間には、休職期間（業務上の負傷又は疾病による休職を除く。）は、算入しない。

(支給時期)

第5条 退任慰労金は、退任の日から1カ月以内に一時に支給する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和62年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、2020（令和2）年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、2025（令和7）年6月1日から施行する。

別表第1 常勤役員退任慰労金支給倍率

在任期間	支給倍率	在任期間	支給倍率	在任期間	支給倍率
年		年		年	
1	0.6	16	16.6	31	42.625
2	1.2	17	17.7	32	44.0
3	1.8	18	18.8	33	45.375
4	2.4	19	19.9	34	46.75
5	3.0	20	21.0	35	48.125
6	4.5	21	22.2	36	49.5
7	5.25	22	23.4	37	50.875
8	6.0	23	24.6	38	52.25
9	6.75	24	25.8	39	53.625
10	7.5	25	28.375	40	55.0
11	11.1	26	30.95	41	56.375
12	12.2	27	33.525	42	57.75
13	13.3	28	36.1	43	59.125
14	14.4	29	38.675	44	60.0
15	15.5	30	41.25	45	(以下同)

別表第2 非常勤役員退任慰労金支給額

在任期間	支給額
1年～4年	50,000
5年～8年	100,000
9年～12年	150,000
13年～16年	200,000
16年～20年	250,000
20年以上	350,000

円